小荷物専用昇降機

検査結果表

（第1第1項第6号に規定する昇降機）　　（小荷物専用）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

検査資格者番号ではありません

昇降機番号	

令和6年度国土交通省告示第974号（令和7年7月1日　施行）
次項を検査項目から削除する

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室**								
(1)	機械室への経路及び点検口の戸					—		—	
(2)	~~点検用コンセント~~					—		—	
(3)	制御器	開閉器及び遮断器				—		—	
(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準（　　） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日					
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準（　　） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日				—	
(5)	制御器	ヒューズ				—		—	
(6)	制御器	絶縁	電動機の回路（300V以下・300V超） ~~制御器等の回路の300Vを超える回路~~ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ ~~MΩ~~ MΩ MΩ		—		—	
(7)	制御器	接地				—		—	
(8)	制御器	減速歯車				—		—	
(9)	制御器	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり（巻胴式は対象外） イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 基準値（　　mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値（　　mm） ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況　100mm以下	mm 適・否 適・否		—		—	
(10)	制御器	軸受				—		—	
(11)	制御器	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況 パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm）	適・否 右　mm 左　mm				—	
			制動力	適・否		—		—	
(12)	~~そらせ車~~					—		—	
(13)	電動機					—		—	
(14)	主索の緩み検出装置　主に巻胴式の場合					—		—	
(15)	主索の巻過ぎ検出装置　巻胴式の場合					—		—	
(16)	速度　定格速度（　m/min）→ 報告書二面と同じであること			上昇 m/min 下降 m/min		—		—	

フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。

その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。記入例は[業務基準書2017年版P228]参照

該当する項目を○で囲む。

該当しない項目は抹消線を引く。

該当しない方を抹消する。又は該当する方を○で囲む。

「ハ」を選んだ場合は、必ず実測値を記入する。

イ、ロ、ハ、又はイ、ロ、のいずれかを選択し、該当するものを○で囲む。

実測値は定格速度の125%以下であること。

昇降機番号	

番号	検査項目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
2	**かご室**					
(1)	かご室の壁又は囲い、天井及び床		—		—	
(2)	積載量の標識				—	
(3)	搭乗禁止の標識				—	
(4)	かごの戸 ←― 荷くずれ防止用の棒は対象外				—	
3	**最上階出し入れ口**					
(1)	主索 径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準(1－イ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号(番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径(mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準( ) 主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号( )要是正の主索の番号( )	% 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 % 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本				
(2)	主索の張り		—		—	
(3)	主索の取付部		—		—	
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(5)	かごのガイドシュー等		—		—	
(6)	かご吊り車 付いていれば5(5)釣合おもりの吊り車もあり		—		—	
4	**各階出し入れ口**					
(1)	昇降路における壁又は囲い		—			
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—			
(3)	操作ボタン及び信号装置		—		—	
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—		—	
(5)	ドアスイッチ		—		—	
(6)	ドアロック フロアータイプに限る					
(7)	戸開放防止警報装置		—		—	
(8)	二方向同時開放警告装置 同一階に2方向扉がある場合		—		—	
(9)	積載量の標識		—		—	
(10)	搭乗禁止の標識		—		—	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
5	**最下階出し入れ口**					
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(2)	ピット床		—		—	
(3)	釣合おもり底部すき間 巻胴式は対象外		—		—	
(4)	釣合おもりの各部 巻胴式は対象外		—		—	
(5)	釣合おもりの吊り車 巻胴式は対象外		—		—	
(6)	移動ケーブル及び取付部 かごの戸がない場合でもかご内照明灯等のケーブルがあれば対象		—		—	
(7)	かご非常止め装置		—		—	
(8)	釣合おもり非常止め装置 巻胴式は対象外		—		—	
6	**上記以外の検査項目**					
1(11)	プランジャーストローク ※業務基準書2017年版 P532参照 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) (mm)	mm	○			

要是正＝90%未満
要重点点検＝92%未満

該当する方を○で囲む。素線切れが無い場合両方を抹消する。

要是正＝94%未満
要重点点検＝96%未満を目安

H12..06.01
H24.06.07
H21.09.28
H12.06.01

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。また既存不適格も記入する。

改善策の内容を具体的に記入する。

要是正で改善予定が未確定の場合は、なぜ予定がないのか見積中、提案中、検討中等理由を簡潔に記入すること。

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月